

平成 3 1 年度

第 1 回 第一農地部会定例会議事録

平成 3 1 年 4 月 2 6 日 (金)

上越市役所 第一庁舎 4 階 401 会議室

平成 31 年度 第 1 回 第一農地部会 定例会議事録

日時 平成 31 年 4 月 26 日 (金) 午後 2 時
場所 上越市役所 第一庁舎 4 階 401 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1 番 古川 政繁	2 番 荒川 俊治	3 番 池田 京子
4 番 五十嵐 彰	5 番 小幡 利夫	6 番 佐藤 徳司
7 番 高島 信雄	9 番 久保埜 徳雄	10 番 新井 修一
11 番 八田 賢司	12 番 上原 孝	13 番 小林 広良

(2) 農地利用最適化推進委員

1 番 竹内 浩行	2 番 内藤 義一	7 番 杉田 喜慶
13 番 平野 宏一	14 番 荻原 松男	19 番 小林 正義
21 番 清水 強	23 番 高宮 文男	

2 欠席委員

8 番 金子 昭榮

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗本 修一
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
清里区駐在室	主任	井田 義之
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7 番 高島 信雄 13 番 小林 広良

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

5 会 議

	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議 長	これより第1回第一農地部会を開催いたします。
議 長	<資格審査> はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数13人で出席委員が12人です。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。
議 長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号7番 高島 信雄 委員、議席番号8番 小林 広良 委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。 (合併前の上越市分の議案) <議案第1号「農地法第3条許可申請について」>
議 長	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号19番及び20番の2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	説明に入ります前に、元号の表記についてご説明させていただきます。来月、改元が行われますが、わかりやすくするため、元号はすべて「平成」を用いて説明させていただきます。また、議案の表記も「平成」を用いて作成しておりますのでよろしくお願いいたします。 では、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。 1頁、番号19番及び20番の2件は、七ヶ所新田地内の農用地区域内の農地となります。譲渡人の労力不足による経営規模縮小の意向から、隣接地で耕作しており経営規模拡大の意向を持つ譲受人に打診したところ快諾が得られたことから売買するものです。 これら案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議 長 　（「ありません」の声あり）

議 長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号19番から20番までの2件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　ご異議なしと認めます。議案第1号の2件を許可することに決定いたします。

＜議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」＞

議 長 　議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から10番までの4件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 　2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から10番までの4件です。

7番は大字大豆地内に一般個人住宅1棟を建築するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は市内のアパートに居住していますが、子供が生まれ手狭となることから申請農地を取得して住宅を建築するものであります。

申請農地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区区分は原則転用ができない第1種に該当しますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は25.42%となります。また、工期は許可日から平成31年11月30日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請については、4月1日付けで申請があり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

8番は大字朝日地内に一般個人住宅1棟を建築するものです。5頁に位置図、6頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は市内で両親と居住していますが、子供が生まれ手狭であることから申請農地を取得して住宅を建築するものであります。申請農地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区区分は原則転用ができない第1種に

該当しますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は14.18%と基準である22%を下回っておりますが、申請農地の一部を駐車スペース2台分及び冬期間の堆雪場として使うことからやむを得ないものと判断しました。また、工期は許可日から平成31年5月31日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請については、4月10日付けで申請があり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

9番は、大字今泉地内の農地を、駐車場として利用するものであります。7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請地は、市街化の指標となる施設である上越妙高駅から300m以内にあり、農地区分は許可のできる第3種農地に該当します。

申請者である株式会社 飛田観光開発は、申請農地の南側で月極駐車場を運営しておりますが、近隣において、分譲マンション及び賃貸マンションが完成予定であることから既存の駐車場では、需要を賄いきれないことから駐車場を拡張し、不足分の解消を図るものであります。

工期は平成31年5月10日から平成31年5月31日までです。

都市計画法第29条の開発許可申請は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

10番は、大字地頭方地内の農地を、雪捨て場として利用するものであります。9頁に位置図、10頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区分は原則転用ができない第1種に該当しますが、既存施設の2分の1未満の拡張に該当するめ、許可は可能となります。

申請地は、自宅敷地の敷地の南側に隣接する狭隘な農地であり、三方を道路に面しており、農地として利用することが非常に困難であることから冬期間の雪捨て場として利用するものであります。

建築物の建築を目的としないことから、都市計画法第29条の開発許可申請は不要であります。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7 番から 10 番までの 4 件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第 2 号の 4 件を許可することに決定いたします。

<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 19 件、3 年超 6 年以内 9 件、6 年超 10 年以内 37 件、10 年超 2 件で合計 67 件、利用権移転 1 件、所有権移転 10 件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 368 番から 386 番までの 19 件のうち、高島委員関連の整理番号 369 番を除く 18 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

久保埜 12 頁から 14 頁まで、利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 368 番から 386 番までの 19 件のうち、高島委員関連の 369 番を除く 18 件で、再設定 14 件、新規 4 件となります。

新規設定について、ご説明いたします。12 頁 370 番、13 頁 381 番、14 頁 385 番、386 番の 4 件は、隣接地で耕作されている方や地域の担い手との設定となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きまして、利用権設定、期間 3 年以内、高島委員関連の整理番号 369 番の 1 件です。

高島委員は、退席をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 12 頁、利用権設定、期間 3 年以内、高島委員関連は整理番号 369 番の 1 件です。この案件につきましては、再設定案件であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議長 高島委員関連の議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

高島委員関連の議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画を市長に要請することに決定いたします。

それでは、高島委員の退席を解除します。

議長 高島委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められ市長に要請することに決定いたしましたのでお知らせしておきます。

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号387番から395番までの9件のうち、小林委員関連の整理番号393番を除く8件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 15頁から16頁まで、利用権設定、期間3年超6年以内、小林委員関連の整理番号393番の1件を除く、整理番号387番から395番までの8件で、再設定4件、新規4件となります。

新規設定について、ご説明いたします。15頁387番は、個人が取得した所有権を取得者が代表を務める法人に利用権を設定するものです。

388番、392番、16頁395番の3件は、隣接地で耕作されている方との設定となります。

なお、395番は使用貸借0円となっておりますが、圃場条件が良くないためです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、小林委員関連の整理番号393番の1件です。小林委員は退席をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

15 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、小林委員関連は整理番号 393 番の 1 件です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

小林委員関連の議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

小林委員関連の議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

議 長

それでは、小林委員の退席を解除します。

小林委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められ市長に要請することに決定いたしましたので、お知らせしておきます。

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 396 番から 432 番までの 37 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

17 頁から 21 頁まで、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 396 番から 432 番までの 37 件で、再設定 23 件、新規 14 件となります。

新規設定について、ご説明いたします。21 頁 430 番と 431 番の 2 件は、農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約であり、隣接地で耕作されている方との設定となります。

17 頁 398 番から 400 番まで、402 番、18 頁 404 番及び 405 番、407 番、19 頁 412 番から 414 番まで、20 頁 427 番、21 頁 432 番の 12 件は、隣接地で耕作されている方との設定となります。

なお、412 番から 414 番までの 3 件は、使用貸借 0 円となっておりますが、遊休農地とならないよう保全管理を実施するためです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　続きまして、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 433 番及び 434 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 堃 　22 頁、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 433 番及び 434 番の 2 件で、すべて新規となります。

すべての案件は、農地中間管理機構を介して利用権を設定するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　続きまして、利用権移転、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 435 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 堃 　23 頁、利用権移転、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 435 番の 1 件です。

これまでの借り手が体調を崩されたことに伴い、隣接地で耕作されている新たな借り手に利用権を移転するものです。

なお、小作料の額が 100 円となっておりますが、圃場条件が良くないためです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 最後に所有権移転、整理番号 436 番から 445 番までの 10 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 24 頁と 25 頁、所有権移転、整理番号 436 番から 445 番までの 10 件です。

久保埜 内訳は、所有権を移転する土地、田 36 筆の 38,393 m²、畑 3 筆の 406 m²です。

なお、整理番号 436 番と 437 番は 15 頁、整理番号 387 番の関連案件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

高島委員、小林委員関連以外の議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

高島委員、小林委員関連以外の議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議 長 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 10 年超のみの 9 件です。

権利の設定、期間 10 年超、整理番号 19 番から 27 番までの 9 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

久保埜 27 頁と 28 頁、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 19 番から 27 番までの 9 件です。

これら案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 141 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。
ただ今の 9 件について、同意することに決定いたします。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 127 番から 151 番までの 25 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 　29 頁から 34 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、25 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」1 件、「他者へ貸付」5 件、「他者へ貸付予定」12 件、「他者へ売却」3 件、「他者へ売却予定」1 件「借り人へ売却」2 件、「転用」1 件の計 25 件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の25件を承認いたします。

<報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号1番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 35頁、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」受理通知交付番号1番の1件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「共同住宅及び駐車場」です。転用面積が1,000㎡を超えるため、36頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認いたします。

<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号23番から44番までの22件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 37頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号23番から44番までの22件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「一般個人住宅」12件、「住宅敷地拡張」1件、「物置」1件、「駐車場」4件、「ガス水道管敷地」1件、「共同住宅及び駐車場」1件、「資材置場」1件、「工場緑地」1件の計22件です。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第3号の22件を承認いたします。

<報告第4号「農用地利用集積計画変更について」>

議長 報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、番号9番から12番までの4件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 40頁に記載のとおり、報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、4件の届け出書を受理しましたので報告いたします。

久保 堯 いずれも小作料の減額による変更となります。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第4号の4件を承認いたします。
次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7103番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。1頁、番号7103番の1件となります。

相 葉 譲渡人が経営規模縮小のため、贈与による農地の処分について借人である譲受人に相談したところ話がまとまり贈与するものです。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7103番の1件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内2件、3年超6年以内1件、6年超10年以内2件、10年超なしで合計5件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

はじめに、利用権設定、期間3年以内、整理番号7188番及び7189番の2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。
相葉 3頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号7188番及び7189番の2件で、いずれも新規です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7190番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 4頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7190番の1件で再設定となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7191番及び7192番の2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 　4頁、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7191番及び7192番の2件で、いず
相 葉 れも新規です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　ご異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

＜議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞

議 長 　議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間10年超1件のみです。

権利の設定、期間10年超、整理番号7107番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 　議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

相 葉 　7頁、権利の設定、期間10年超、整理番号7107番の1件です。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地18筆について、市長が機構に借受申出している農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。
ただ今の1件について、同意することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 　報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7121番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 相葉 　8頁記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、整理番号7121番の1件の届出書を受理しましたので報告いたします。

この案件は合意による解約で、返還後の利用計画は地主耕作です。

なお、所有者は神奈川県在住となっておりますが、子供が滝寺に住んでおり、自身も月に1回程度帰ってきているため、一部管理は委託するものの自ら耕作することです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

議 長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内6件、3年超6年以内2件、6年超10年以内6件で合計14件、利用権移転なし、所有権移転2件です。それでは上程いたします。

はじめに、利用権設定、期間3年以内整理番号7625番から7630番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

宮 澤 2頁、利用権設定、期間3年以内、整理番号7625番から7630番までの6件で、すべて再設定となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7631番及び7632番の2件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 3頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7631番及び7632番の2件で、いずれも再設定となります。

宮 澤 これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、整理番号7633番から7638番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤 4 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 7633 番から 7638 番まで 6 件で、再設定 2 件、新規 4 件となります。

すべて円滑化団体による転貸で、新規 4 件は、これまで貸し手が自作していましたが、経営規模を縮小することにより貸付するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 最後に所有権移転、整理番号 7639 番及び 7640 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 5 頁、所有権移転、整理番号 7639 番及び 7640 番の 2 件となります。

宮澤 内訳は、所有権を移転する土地、田 12 筆の 26,521 m²です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

<議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、期間10年超1件で合計1件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間10年超、整理番号7506番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。

宮澤 7頁、権利の設定、期間10年超、整理番号7506番の1件です。

先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が農地中間管理機構に借受申出をしている1件を農業者に配分するため、利用配分計画案を作成しました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

ただ今の1件について、同意することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7510番から7514番までの5件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 8頁から9頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、5件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は「他者へ売却」3件、「他者へ貸付」2件の計5件です。

備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の5件を承認いたします。
次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

（清里区駐在室分の議案）

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8106番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（清里区）
井田

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。

1頁、番号8106番は、岡野町地内の農地となります。

譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人に打診したところ、売買で契約が合意したものです。

これら案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8106番の1件を原案のとおり許可したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

＜議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 4 件、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 7 件で合計 12 件、利用権移転 2 件、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 8205 番から 8208 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
井 田

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

3 頁、利用権設定、期間 3 年以内は整理番号 8205 番から 8208 番までの 4 件で、いずれも再設定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 8209 番 1 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
井 田

4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 8209 番の 1 件で、再設定です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 8210 番から 8216 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
井 田

5 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 8210 番から 8216 番までの 7 件で、いずれも再設定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権移転、期間6年超から10年以内、整理番号8217番及び8218番の2件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 井田 　6頁、利用権移転、整理番号8217番から8218番までの2件で、新たな借り手は、旧借り手である農事組合法人の構成員ですが、今般、新たな農業技術の実証を行いたいという意向があり、土地所有者、法人の双方に打診し同意が得られたため、利用権を移転するものです。

　これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

　以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

荒川委員 　8210番と8217番の面積等はこれでよいのか。

小幡委員 　交換分合を含むものでこれで良い。

議長 　他に質問等がないようですので、採決に入ります。

　議案第2号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。

　議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

＜議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞

議長 　議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間10年超のみの1件を上程いたします。

　権利の設定、期間10年超、整理番号8108番の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 井田	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。</p> <p>8 頁、権利の設定、期間 10 年超、整理番号 8108 番の 1 件です。</p> <p>先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 8 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>ただ今の 1 件について、同意することに決定いたします。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8124 番から 8126 番までの 3 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井田	<p>9 頁記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ売却」3 件です。</p> <p>備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
小幡委員	<p>8124 番、8125 番、8126 番の解約事由の表記方法について、貸人や地主の要望と書かれているがその使い分けはどの様にしているか。</p>
栗本局長	<p>その項に出ている人がいる場合といない場合で使い分けている。</p>

議長 他に質問等がないようですので、報告第1号の3件を承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内14件、3年超6年以内6件、6年超10年以内、10年超なしで合計20件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間3年以内、整理番号9525番から9538番までの14件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 山 邊 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

2頁から3頁まで、利用権設定、期間3年以内、整理番号9525番から9538番までの14件で、新規12件、再設定2件となります。

新規の12件は、これまで農地所有適格法人として利用権設定していた譲受人が、個人として相対で利用権設定するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

高島委員 期間8か月と短いですがその後どうするのか。

(名立区) 山 邊 その後は相対で決める。8か月とは、当初契約の終期に合わせたと聞いている。

小幡委員 事務的に合意解約が必要でないか。移転でいけるのか。

(名立区) 山 邊 今回の報告案件で出てきている。合意解約する前に他の法人に移ったのでその法人と合意解約している。

議長 最後に、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号9539番から9544番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) 山 邊	4 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、整理番号 9539 番から 9544 番までの 6 件で、新規 4 件、再設定 2 件となります。
	新規の 9540 番は面積も小さく譲渡人も了解のうえ、使用貸借 0 円としたと伺っています。
	これらの案件につきましては、農業経営 基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。
議 長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番から 9507 番までの 7 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。
(名立区) 山 邊	5 頁から 6 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、7 件の届出書を受理しましたので報告いたします。
	返還後の利用計画は、「他者への貸付」6 件、「他者への貸付予定」1 件の計 7 件です。
	このうち、備考欄に整理番号と頁が記入されている案件は、前述の議案と関連しております。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	質問等がないようですので、報告第 1 号の 7 件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	本日の農地部会を終了いたします。(午後 3 時 23 分)